

令和5年度集団指導

和歌山県介護サービス指導室

令和5年7月

1. 運営指導方法の見直しについて
2. サービス提供記録・サービス計画について
3. 令和6年4月以降の義務化内容について
4. 令和5年度の法改正について
5. 介護事故の未然防止、対応・報告、再発防止について

【従来】

- ①運営指導の1か月前までに通知。
- ②事前に書類の提出依頼リストを送付し、現地確認。
- ③書類の提出期限は運営指導の14日前まで。

【今後】

- ①現地での審査時間を減らすため、事前に提出していただく書類の種類や量を見直し、可能な限り、**書類での事前確認を実施**する。
(例：委員会開催記録など実施の有無のみが判断対象となるものや審査に時間を要するもの)
- ②原則2か月前までに運営指導実施通知を行い、**書類の提出期限は1か月前まで**とする。
- ③書類の事前提出は**運営基準及び加算の両方が対象**。

※本見直しは施設サービスに関するものです。

提出予定資料（※施設サービスの参考事例）

【運営基準関係】

①身体的拘束等適正化関係

ア 委員会議事録（前年度）、イ 指針、ウ 研修の記録（前年度）

②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止関係

ア 委員会議事録（前年度）、イ 指針、ウ 研修の記録（前年度）

③事故発生の防止（安全対策）関係

ア 委員会議事録（前年度）、イ 指針、ウ 研修の記録（前年度）、エ 担当者を設置したことがわかる文書

④ハラスメント防止関係資料（方針・相談対応の担当者・職員への周知資料）

⑤秘密保持関係

ア 入所（入居）者からの個人情報同意書（1人分）、イ 従業者が入所（入居）者の秘密を保持することを誓約している、従業者の秘密保持誓約書（1人分）

⑥施設サービス計画関係

ア 施設サービス計画（1人分）（最新分と前回分）
イ アセスメントシート（上記1人分）（最新分）
ウ サービス提供記録（上記1人分の直近2週間）
エ モニタリングシート（上記1人分）（最新分）
オ 入浴又は清拭の実績がわかる資料（上記1人分、直近2週間）

※本見直しは施設サービスに関するものです。

提出予定資料 （※施設サービスの参考事例）

【加算関係】

①介護職員（等特定・ベースアップ等）処遇改善加算に係る資料

ア 計画書及び実績報告書、イ キャリアパス要件が確認できる資料（就業規則、給与規定、キャリアパス表等）、研修計画

②L I F E 関連加算

ア 計画書の作成が必要な加算については、見直し前の計画書及び見直し後の計画書（現在入所者のうち、1名分）

イ 計画の見直し時に使用したフィードバック情報（アにかかる分）

ウ 厚生労働省へのデータ提出時期がわかる資料（アにかかる分）

※介護老人保健施設・介護医療院の場合

基本サービス費用の算定根拠資料

（例） 在宅復帰・在宅療養支援等指標の計算根拠や、基本サービス費の割合の根拠など

※本見直しは施設サービスに関するものです。

サービス提供記録について

- ①サービス提供記録は、サービスの提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況などを記載することとし、サービス計画を作成するために必要な事項が記載されているもの。
- ②サービス計画に基づき、計画における目標を達成するための取組や、目標の進捗度合いの把握のために確認すべき事項に関連する記載がされているもの。

サービス計画について

- ①サービス計画は、利用者の心身の状況などから目標を立て、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等が記載されているもの。
- ②利用者の希望を確認し、計画に含めることが必要。
また、利用者に対し、定期的にモニタリングが行われ、計画の見直しが行われるもの。

サービス提供記録の具体例

(×情報量が足りないサービス提供記録の例)

日付	時間	項目	ケース	記録者
R5.3.9	7:30	起床	居室へ訪問、声掛けを行う。起床。	若山太郎
	7:45	バイタルサイン	体温37.0℃、脈拍80回/分	若山太郎
	8:00	食事	食事：普通食 主食：通常食5割摂取、副食：通常食3割摂取	御坊雄一
	9:00	口腔ケア	口腔内洗浄	田辺裕子
	10:00	日中の様子	居室で過ごしている。	新宮由香

この記録例では、提供したサービス内容以外の情報が不十分で、利用者本人の様子が全く分からない⇒モニタリング困難。

(◎情報量が十分なサービス提供記録の例)

日付	時間	項目	ケース	記録者
R5.3.9	12:15	食事	食堂にて昼食。 スプーンを使って自力で食べていた。 奥にある小鉢に手を付けていなかった。机周辺におかずをこぼしていたので、職員が「お手伝いしましょうか。」と声をかけ、スプーンに手を添えて食事介助。 利用者は「ありがとう」と笑顔を見せながら食事を主食、副食ともに完食された。	有田由紀子

この記録例では、単に食事をどれくらい食べたかだけでなく、職員が食事介助を行った動機、食事介助の内容、それに対する利用者の反応が書かれており、後に分析できるだけの情報量がある。

サービス計画（施設サービス）の具体例（1）

第1表

サービス計画書（記載例）

作成年月日 ●●年●●月●●日

初回・紹介・**継続**

認定済 申請中

利用者名 ●●●●様 生年月日 昭和●●年●●月●●日

住所 和歌山県●●市●●

施設サービス計画作成者氏名及び職種 介護支援専門員 ●●●●

施設サービス計画作成介護保険施設名及び所在地 特別養護老人ホーム ●●●●●●（和歌山県●●市●●123）

施設サービス計画作成（変更）日 令和●●年●●月●●日 初回施設サービス計画作成日 令和●●年●●月●●日

認定日 令和●●年●●月●●日 認定の有効期間 令和●●年●●月●●日 ~ 令和●●年●●月●●日

要介護状態区分 要介護1 ・ 要介護2 ・ **要介護3** ・ 要介護4 ・ 要介護5

利用者及び家族の生活に関する意向
 本人：毎日穏やかに過ごしたい。自分でできることはできるだけ自分でやりたい。
 家族：家族での介護が難しいので、施設で穏やかに過ごしてほしい。
 人との付き合いが上手ではないので、周囲の入所者とトラブルがないようにしてほしい。

【チェック】
 ◎計画見直し毎に本人・家族の意向を確認しているか
 （前回の計画案と同じになっていないか確認。
 ※モニタリングの際に再度、意向を確認して変更ない場合は問題ない）

介護認定審査会の意見及びサービスの書類の指定 特になし

【チェック】
 ◎第2表の援助内容や目標設定と内容が
 あっているか

総合的な援助の方針
 施設で毎日落ち着いて過ごせるよう、次の点に配慮して支援します。
 ①他の入所者とのトラブルを避け、穏やかに過ごせるよう見守ります。
 ②ご自身でできることはできるだけ見守りを中心に支援していきます。

【チェック】
 ◎計画の写しを確認した時に、利用者本人の同意を得て、署名等
 もらっているか

施設サービス計画の説明を受け、同意し、受領しました。

令和●●年●●月●●日（利用者名） ●●●● 印

サービス計画（施設サービス）の具体例（2）

第2表

サービス計画書(2)記載例

作成年月日 ●●年●●月●●日

利用者名 ●●●●様

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	長期目標		目標		援助内容			
	長期目標	期間	短期目標	期間	サービス内容	担当者	頻度	期間
他の入所者と採めることなく、穏やかに過ごしたい	話が合う人と会話を楽しむ	R4.4.1 ～ R5.31	隣の利用者とは話をすることができる	R4.4.1 ～ R4.6.30	他の入所者との会話のきっかけをつくる支援を行う(場の設定、利用者本人への話しかけなど)	介護職員 介護支援専門員 生活相談員	毎日	R4.4.1 ～ R4.6.30

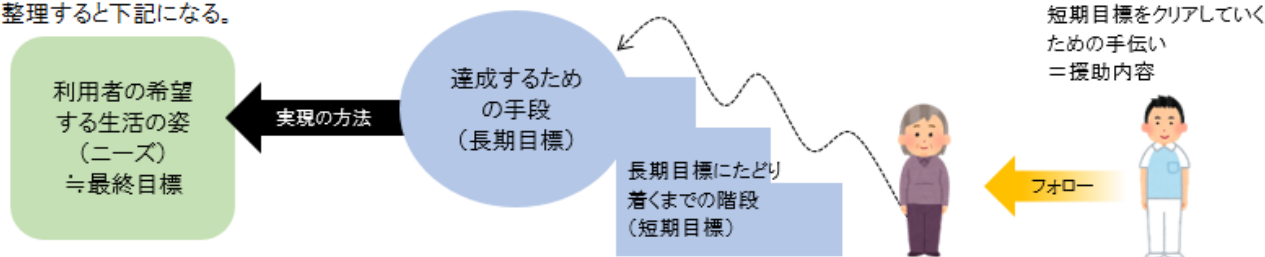
ニーズ欄には、利用者が希望する生活の姿(こんな生活を送りたい)が記載される。

長期目標欄は、ニーズ欄の希望の姿になるための方法論が書かれる。期間については、“長期”目標なので期間設定は長期>短期となり、施設などでは概ね1年程度の期間が設定される。

短期目標欄は、長期目標を設定するためのスモールステップとなる目標が設定されている。期間は概ね3カ月から長くて6カ月程度。

サービス内容は、短期目標を達成するためにサービス提供担当者(介護職員等)が行うべき支援内容を書く。担当者は、援助内容等について内容を把握・理解しておく必要がある。

上記の内容を整理すると下記になる。



- ① 認知症基礎研修の実施
- ② 業務継続に向けた取組の強化
- ③ 感染症対策の強化
- ④ 虐待の防止のための取組
- ⑤ 栄養管理の実施
- ⑥ 口腔衛生の管理
- ⑦ 財務状況の公表



感染症や災害への対応力強化・地域包括ケアシステムの推進・人権擁護虐待防止・介護サービス事業所経営情報の調査及び分析等の観点から、**令和6年4月から上記7項目への対応が義務化**

● 認知症基礎研修の実施

- 全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務化
※ただし、下記の有資格者又は研修修了者は対象外

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、
社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

実務者経験修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、
介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修第一級課程・二級課程修了者

● 業務継続に向けた取組の強化

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に提供又は早期に業務再開を図るために下記事項の実施が義務化

- | | |
|---|---|
| ① | 業務継続計画(以下「BCP」といいます。)の策定及びBCPに基づく措置の実施 ※感染症と災害に係る計画の策定が必要 |
| ② | 従業者へのBCPの周知、年1回以上の研修及び訓練の定期的な実施 (施設サービスは年2回以上) |
| ③ | 定期的なBCPの見直し、必要に応じた変更 |

「きのくに介護deネット」→「災害関係情報」→「共通1事業継続計画(BCP)」について」の中で、令和4年度に紀陽銀行と合同で実施した「介護事業者向けBCPオンラインセミナー」の動画を掲載していますので、併せて確認ください。

第1部 令和3年度介護報酬改定に伴うBCPの義務化について

令和3年度介護報酬改定に伴う
BCPの義務化について

令和4年10月

和歌山県長寿社会課介護サービス指導室

●感染症対策の強化

→ 感染症の予防及びまん延防止を目的として、下記事項の実施が義務化

①	6月に1回以上の感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催
②	従業者への委員会開催結果の周知
③	感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
④	年1回以上の感染症の予防及びまん延防止のための訓練・研修の実施 (施設サービスは年2回以上)

●虐待の防止のための取組

→ 虐待の発生又は再発防止を目的として、下記事項の実施が義務化

①	虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
②	従業者への委員会開催結果の周知
③	虐待防止のための指針の整備
④	年1回以上の虐待防止のための研修の実施(施設サービスは年2回以上)
⑤	上記①～④を適切に実施する専任の担当者の設置

→ 運営規程に、「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載することが義務化

● 栄養管理の実施

→ 入所者の栄養状態の維持・改善を目的として、下記事項の実施が義務化

①	多職種共同での入所者ごとの栄養ケア計画の作成
②	栄養ケア計画に従った栄養管理の実施、入所者の栄養状態の定期的な記録
③	栄養ケア計画の進捗状況の定期的な評価、必要に応じた計画の見直し

(対象サービス)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

● 口腔衛生の管理

→ 入所者の口腔の健康保持を目的として、下記事項の実施が義務化

①	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施
②	上記技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画の作成
③	必要に応じた定期的な計画の見直し

(対象サービス)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

→ 栄養管理は未実施の場合、栄養管理に係る減算が規定されているため、注意が必要！

●（参考）財務状況の公表

→ 令和6年度から収益や費用などの具体的な財務状況を会計年度ごとに都道府県へ報告することが義務化

- ①介護サービス事業者は、財務状況を会計年度ごとに都道府県へ報告
- ②都道府県は、提出された財務状況に関する調査・分析を行い、厚生労働省へ報告
- ③厚生労働省は、介護サービス事業者の財務状況に関するデータベースを整備し、財務状況の把握・分析、結果の公表を行う

※財務状況の報告内容や方法などの詳細については未定であり、判明次第お知らせします。

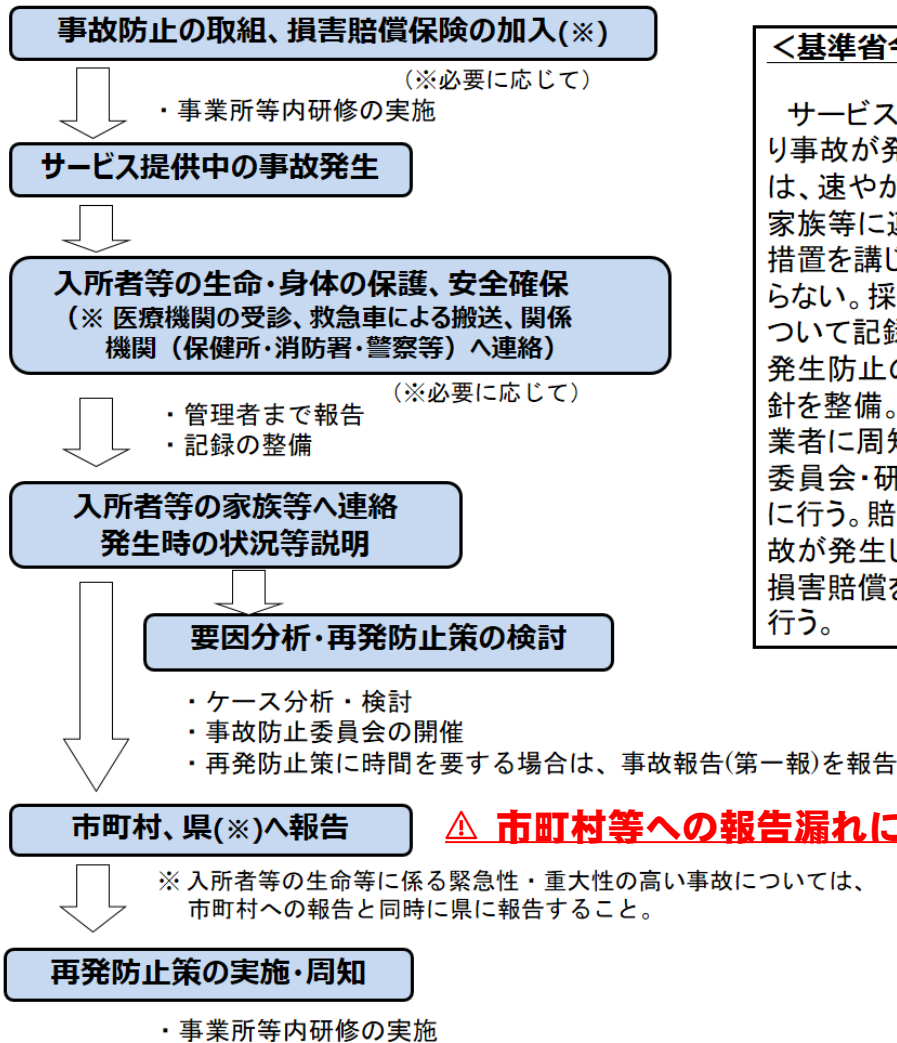
●介護保険法の一部改正

①	介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項
②	複合型サービスの定義の見直しに関する事項
③	地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項
④	介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項
⑤	介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項
⑥	介護保険事業計画の見直しに関する事項
⑦	その他所要の改正を行うこと

詳細については、厚生労働省の通知をご確認ください。

介護保険最新情報 Vol.1153（令和5年5月23日）
「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための
健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）

「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」



<基準省令より>

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡、必要な措置を講じなければならない。採った処置について記録する。事故発生防止のための指針を整備。改善策を従業者に周知徹底する。委員会・研修を定期的に行う。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

<報告対象事業所等>

- ・居宅サービス事業所
- ・介護予防サービス事業所
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・老人福祉センター
- ・生活支援ハウス

<報告対象事故>

- ・死亡事故
- ・負傷等けが(医療機関への入院又は継続治療が必要なもの)
- ・食中毒、感染症、結核等(新型コロナは除く)
- ・職員の法令違反、不祥事等
- ・災害(※被災状況報告書による報告とする。)
- ・その他事業者が報告を必要と判断するもの、市町村が報告を求めもの

⚠ 市町村等への報告漏れに要注意!

介護事故につながるリスク要因と対応

1. 利用者本人に潜むリスク

身体状況、精神状況、生活背景など利用者本人のリスクにより引き起こされる事故
(誤嚥、誤飲、転倒、転落など)

<対応例>

利用者の身体機能や生活特性などを丁寧にアセスメントする
利用者の状況は日々変化するため、よく観察する

2. 支援者側に潜むリスク

体調・技術・技能、心の状態、生活背景など支援者側(介護職員等)のリスクにより引き起こされる事故
(介護技術・技能が未熟、経験不足、知識不足など)

<対応例>

経験と研修、職員の意識づけ、責任感を常に自覚する
ヒヤリハット事例の報告・分析と施設職員間で共有する

3. ケアが行われる環境に潜むリスク

居住環境、使用する福祉用具など生活環境のリスクにより引き起こされる事故
(部屋の間取り、ベッドや物の場所など)

<対応例>

ベッド高、照明、スタッフの配置状況等様々な事柄に目を配る
昼と夜でのリスクの相違やケアの慣れによる環境変化に気をつける、利用者の環境変化へ目を配る
見取り図等での事前チェック、ヒヤリハット報告などで同じ場所での同じ事故を防ぐ

介護事故の法的責任

出典：「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（H25.3月）」株式会社三菱総合研究所
（平成24年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金）

介護事故が発生した場合の**法的責任の有無**は、「**結果の予見可能性**」と「**結果の回避義務**」を基に判断されます。

<結果の予見可能性>

・高齢者が生活する際にあらかじめ予想されるリスクの有無や程度等を利用者ごとに評価する。



<結果の回避義務>

・介護事故予防措置を講じておく必要がある。

<管理責任>

・リスクを認識している場合（事故の発生が予想される場合）に、危険回避のための行動をとらなければ、施設管理者はその管理責任をとられることになる。

（予測不可能な事態が生じた際には、労働安全衛生法第24条および指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に基づいて、施設の対応の適切さや責任の有無を判断されます。）

<適切な介護サービスを提供する義務>

・介護事故発生予防のための人的・物的な体制整備を行って事故が起こらないようにするとともに、万が一事故が起きても大きな事故とならないような事前および事後対策を十分に講じる必要があります。施設には、利用者が安心して過ごせるように配慮する「注意義務」があります。

<説明責任>

・施設には、予想されるリスクについて事前に説明し理解してもらう「リスクの説明責任」、事故発生時に利用者本人または家族に対して迅速に事実を報告する「事故発生時の説明責任」なども求められます。

- 今後の運営指導では、現地での審査時間を削減できるように見直しを行いますので、ご協力をお願いします。
- サービス提供記録については、サービス計画で設定した目標や支援内容が適切であったか、分析が行えるように記録の作成をお願いします。
サービス計画については、利用者・家族の意向を確認し、定期的な計画の見直しをお願いします。
- 令和6年4月以降の義務化内容については、未実施の場合、指導対象となるため、速やかに取組の準備をお願いします。
- 令和5年度の介護保険法の一部改正内容についてご確認をお願いします。
- 入所者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、**速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡**を行うとともに、必要な措置を講じてください。